

改 正 案	現 行
<p>（道路の区域の決定等の公示）</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（道路台帳）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（保管違法放置等物件一覧簿の様式）</p>	<p>（道路の区域の決定等の公示）</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第四十七条の七の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（道路台帳）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（保管違法放置物件一覧簿の様式）</p>

第四条の六 令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覽簿の様式は、別記様式第五の二とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八 令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の三とする。

（交通確保施設）

第四条の十三 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 一般交通の用に供する通路及びこれと同等の機能を有する建築物その他の施設
- 二 自動車駐車場及び自転車駐車場

（法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件）

第四条の十四 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。

様式第五の二（第四条の六関係）

整理番号	保管した違法放置等物件		除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	置等物件 名称又は種類	形状 数量				

第四条の六 令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置物件一覽簿の様式は、別記様式第五の二とする。

（違法放置物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八 令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の三とする。

（新設）

（新設）

様式第五の二（第四条の六関係）

整理番号	保管した違法放置物件		除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	置物件 名称又は種類	形状 数量				

様式第五の三（第四条の八関係）

受領書		平成 年 月 日
(道路管理者) 殿		返還を受けた者 住所名 氏名 印
下記のとおりに違法放置等物件（現金）の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた違法放置等物件	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

様式第五の三（第四条の八関係）

受領書		平成 年 月 日
(道路管理者) 殿		返還を受けた者 住所名 氏名 印
下記のとおりに違法放置物件（現金）の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた違法放置等物件	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

改 正 案	現 行
<p>（立体的区域を表示する図面の縮尺）</p> <p>第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（立体的区域を表示する図面の縮尺）</p> <p>第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の六の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</p> <p>一～三 （略）</p>